

参考資料

令和5年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 106 号	堺市基金条例の一部を改正する条例	1
議案第 107 号	堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例	3
議案第 108 号	堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	5
議案第 109 号	堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例	7
議案第 110 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	9
議案第 111 号	堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例	23
議案第 112 号	堺市火災予防条例の一部を改正する条例	37
議案第 113 号	堺市消防手数料条例の一部を改正する条例	43

<議案第106号 堺市基金条例の一部を改正する条例>

堺市基金条例（平成26年条例第48号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
(略)		(略)	
堺市減債基金	(略)	堺市減債基金	(略)
(追加)		堺市企業版ふるさと納税基金	地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の資金に充てるため
堺市市民活動支援基金	(略)	堺市市民活動支援基金	(略)
(略)		(略)	

<議案第107号 堺市手数料条例及び堺市市税事務所設置条例の一部を改正する条例>

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（その他の税務関係手数料）</p> <p>第13条 その他の税務関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。ただし、第2号に規定する手数料については、納税義務者が自己に係る固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 個人の市民税又は府民税に係る税額に関する証明書交付手数料 1件 300円（端末機による申請に基づく交付にあつては、150円）</p> <p>(2)・(3)（略）</p>	<p>（その他の税務関係手数料）</p> <p>第13条 その他の税務関係の事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。ただし、第2号に規定する手数料については、納税義務者が自己に係る固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 個人の市民税若しくは府民税又は森林環境税に係る税額に関する証明書交付手数料 1件 300円（端末機による申請に基づく交付にあつては、150円）</p> <p>(2)・(3)（略）</p>

堺市市税事務所設置条例（平成18年条例第26号）新旧対照表（第2条関係）

現行			改正後（案）		
（名称、位置及び所管区域） 第2条 市税及び個人の府民税に関する事務を分掌する市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			（名称、位置及び所管区域） 第2条 市税（個人の府民税及び森林環境税を含む。）に関する事務を分掌する市税事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
堺市市税事務所	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁	堺市全域	堺市市税事務所	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁	堺市全域

< 議案第108号 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 >

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p><u>（電子情報処理組織による提出）</u></p> <p><u>第18条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせる場合における法第29条の規定による提出は、規則で定める方法によらなければならない。</u></p> <p>（追加）</p>	<p><u>（電子情報処理組織等による手続等）</u></p> <p><u>第18条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「読替え後の情報通信技術活用法」という。）第6条から第8条までの規定により行わせ、又は行う手続等については、次項に定めるもののほか、規則で定めるところによらなければならない。</u></p> <p><u>2 読替え後の情報通信技術活用法第6条第6項に規定する条例で定める場合は、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと市長が認める場合とする。この場合において、電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分の提出は、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日以後速やかにしなければならない。</u></p>

<議案第109号 堺市美原B&G海洋センター条例の一部を改正する条例>

堺市美原B&G海洋センター条例（平成16年条例第115号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
名称	位置	附属施設及び位置		名称	位置	附属施設及び位置	
堺市美原B&G 海洋センター	堺市美原区阿弥	(略)		堺市美原B&G 海洋センター	堺市美原区阿弥	(略)	
		第1プール	堺市美原区小平尾			第1プール	堺市美原区小平尾
		第2プール	堺市美原区北余部			(削る)	
		艇庫	(略)			艇庫	(略)

< 議案第 110 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 >

堺市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 23 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 9 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 15 条の 2 <u>又は第 15 条の 4</u>の規定により基礎賦課額を減額する<u>場合</u>にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項<u>及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項</u>の規定による繰入金<u>及び国民健康保険保険給付費等交付金</u>（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第 6 条第 6 項第 1 号から第 3 号</p>	<p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第 9 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 15 条の 2、<u>第 15 条の 4 又は第 15 条の 5</u>の規定により基礎賦課額を減額する<u>もの</u>とした場合）にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 7 2 条の 3 第 1 項、<u>第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項及び第 7 2 条の 3 の 3 第 1 項</u>の規定による繰入金<u>並びに国民健康保険保険給付費等交付金</u>（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第</p>

までに掲げる額の合算額を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の

6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く。)の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適

規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。第15条の2第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。第15条の2第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第15条の2第3項又は第15条の4第2項若しくは第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額することとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額(第15条の2第4項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第15条の2第3項、第15条の4第2項若しくは第4項又は第15条の5第3項若しくは第7項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額)

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額(第15条の2第4項又は第15条の5第4項若しくは第8項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2

準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（低所得者の保険料の減額）

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得

号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（低所得者の保険料の減額）

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得

の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する

の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等所得相互免除法第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する

者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

(2)・(3) （略）

2～4 （略）

者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ （略）

(2)・(3) （略）

2～4 （略）

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第3項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第3項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得

た額（同条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条の2第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。）

4 （略）

（追加）

た額（同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第15条の2第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）

4 （略）

（出産被保険者の保険料の減額）

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第32条の10の2に定める場合にあつては、出産の日。第25条第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合にあつては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属す

る月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 前項各号に掲げる額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「(第5項)とあるのは「(第7項において読み替えて準用する第5項)」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「(第5項)とあるのは「(第8項において読み替えて準用する第5項)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限

度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 前項各号に掲げる額を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢

(保険料の額の通知)

第16条 (略)

第25条 削除

者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第16条 (略)

(出産被保険者に関する届出)

第25条 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所及び生年月日
- (2) 出産被保険者の氏名、住所及び生年月日
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

<議案第111号 堺市道路占用料条例等の一部を改正する条例>

堺市道路占用料条例（昭和28年条例第9号）新旧対照表（第1条関係）

現行				改正後（案）				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
	占用物件	単位	占用料		占用物件	単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,500円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,600円	
	第2種電柱		2,400円	第2種電柱	2,400円			
	第3種電柱		3,200円	第3種電柱	3,200円			
	第1種電話柱		1,400円	第1種電話柱	1,400円			
	第2種電話柱		2,200円	第2種電話柱	2,200円			
	第3種電話柱		3,000円	第3種電話柱	3,100円			
	その他柱類		140円	その他柱類	140円			
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	14円	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	14円
	地下に設ける電線その他の線類			8円	地下に設ける電線その他の線類			8円
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,400円	路上に設ける変圧器		1個につき1年	1,400円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	830円	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	830円		
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	2,800円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2,800円

	郵便差出箱及び信書便差出箱		1, 200円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3, 700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2, 800円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	58円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		83円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		120円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上		580円

	郵便差出箱及び信書便差出箱		1, 200円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	3, 900円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	2, 800円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	58円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		83円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		250円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上		580円

	0.7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	830円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
		上空に設ける通路	1,800円
		地下に設ける通路	1,100円
	その他のもの		2,800円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	37円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	370円

	0.7メートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	830円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		上空に設ける通路	1,900円
		地下に設ける通路	1,200円
	その他のもの		2,800円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	39円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	390円

設				
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1年	370円 3,700円
	標識		1本につき1年	2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	1本につき1日 1本につき1月	37円 370円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1日 その面積1平方メートルにつき1月	37円 370円
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	3,700円 1,800円
	令第7条第2号に掲げる発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円 Aに0.033を
	令第7条第3号に掲げる施設			乗じて得た額

設				
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月 表示面積1平方メートルにつき1年	390円 3,900円
	標識		1本につき1年	2,200円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	1本につき1日 1本につき1月	39円 390円
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの その他のもの	その面積1平方メートルにつき1日 その面積1平方メートルにつき1月	39円 390円
	アーチ	車道を横断するもの その他のもの	1基につき1月	3,900円 1,900円
	令第7条第2号に掲げる発電設備		占用面積1平方メートルにつき1年	2,800円 Aに0.031を
	令第7条第3号に掲げる施設			乗じて得た額

令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	370円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.011を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.033を乗じて得た額
	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの		Aに0.008を乗じて得た額
令第7条	建築物		Aに0.023を

令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	390円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			280円
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
		その他のもの	Aに0.025を乗じて得た額
	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	
	その他のもの		Aに0.007を乗じて得た額
令第7条	建築物		Aに0.022を

第10号	
に掲げる	<u>その他のもの</u>
施設及び	
自動車駐	
車場	
令第7条	<u>トンネルの上又は高架の道</u>
第11号	<u>路の路面下に設けるもの</u>
に掲げる	<u>上空に設けるもの</u>
応急仮設	
建築物	<u>その他のもの</u>
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条	<u>トンネルの上又は高速自動</u>
第13号	<u>車国道若しくは自動車専用</u>
に掲げる	<u>道路（高架のものに限</u>
施設	<u>る。）の路面下に設けるもの</u>
	<u>の</u>
	<u>上空に設けるもの</u>
	<u>その他のもの</u>

乗じて得た額
Aに0.008を
乗じて得た額
Aに0.011を
乗じて得た額
Aに0.023を
乗じて得た額
Aに0.033を
乗じて得た額
Aに0.033を
乗じて得た額
Aに0.011を
乗じて得た額
Aに0.023を
乗じて得た額
Aに0.033を
乗じて得た額

第10号	
に掲げる	<u>その他のもの</u>
施設及び	
自動車駐	
車場	
令第7条	<u>トンネルの上又は高架の道</u>
第11号	<u>路の路面下に設けるもの</u>
に掲げる	<u>上空に設けるもの</u>
応急仮設	
建築物	<u>その他のもの</u>
令第7条第12号に掲げる器具	
令第7条	<u>トンネルの上又は高速自動</u>
第13号	<u>車国道若しくは自動車専用</u>
に掲げる	<u>道路（高架のものに限</u>
施設	<u>る。）の路面下に設けるもの</u>
	<u>の</u>
	<u>上空に設けるもの</u>
	<u>その他のもの</u>

乗じて得た額
Aに0.007を
乗じて得た額
Aに0.01を乗
じて得た額
Aに0.022を
乗じて得た額
Aに0.031を
乗じて得た額
Aに0.025を
乗じて得た額
Aに0.01を乗
じて得た額
Aに0.022を
乗じて得た額
Aに0.031を
乗じて得た額

(追加)	令第7条第14号に掲げる施設	Aに0.031を 乗じて得た額
備考 (略)	備考 (略)	

堺市準用河川占用料条例（平成12年条例第25号）新旧対照表（第2条関係）

現行				改正後（案）					
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）					
種別	占用の目的		単位	占用料（年額）	種別	占用の目的		単位	占用料（年額）
(略)				(略)					
第4種	上水管、電ら	(略)	〃	120円	第4種	上水管、電ら	(略)	〃	130円
	ん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの				ん、ガス管その他これらに類するものによる土地の占用	外径10センチメートル以上15センチメートル未満のもの		
	(略)					(略)			
(略)				(略)					
備考 (略)				備考 (略)					

堺市法定外公共物管理条例（平成16年条例第51号）新旧対照表（第3条関係）

現行				改正後（案）			
別表（第6条関係）				別表（第6条関係）			
区分		単位	使用料	区分		単位	使用料
(略)				(略)			
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	83円	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類する施設	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	83円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		120円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		130円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		170円
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		330円		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		330円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		830円		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		830円
	外径が1メートル以上のもの		1,700円		外径が1メートル以上のもの		1,700円
	(略)				(略)		
工事用板囲、足場その他の工事用施設		使用面積1平	370円	工事用板囲、足場その他の工事用施設		使用面積1平	390円

	方メートルに つき1月			方メートルに つき1月	
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）																														
<p>（工作物等を保管した場合の公示方法）</p> <p>第24条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則に定める場所に掲示すること。</p> <p>(2) 前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の規定による掲示の期間が満了しても、なお工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有するもの（第24条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報紙に掲載するとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則の定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。</p>	<p>（工作物等を保管した場合の公示方法）</p> <p>第24条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。</p> <p>(2) 前号の規定による掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の規定による掲示の期間が満了しても、なお工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有するもの（第24条の6において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を広報紙に掲載するとともに、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。</p>																														
<p>別表第1（第12条関係）</p>	<p>別表第1（第12条関係）</p>																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公園施設を設ける場合</td> <td>土地を使用する場合</td> <td>使用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>990円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別		単位	金額	公園施設を設ける場合	土地を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	990円	(略)			(略)				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公園施設を設ける場合</td> <td>土地を使用する場合</td> <td>使用面積1平方メートルにつき1年</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	種別		単位	金額	公園施設を設ける場合	土地を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	(略)			(略)			
種別		単位	金額																												
公園施設を設ける場合	土地を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	990円																												
	(略)																														
(略)																															
種別		単位	金額																												
公園施設を設ける場合	土地を使用する場合	使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円																												
	(略)																														
(略)																															

別表第2（第12条、第31条関係）

種別			単位	金額	
占 用 料	法第7 条第1 項第1 号に掲 げるも の	電柱、電話柱 及び支線柱	第1種電柱	1本につき1年	1,500 円
			第2種電柱		2,400 円
			第3種電柱		3,200 円
			第1種電話 柱		1,400 円
			第2種電話 柱		2,200 円
			第3種電話 柱		3,000 円
		(略)			
法第7 条第1 項第2 号に掲 げるも の	管 路	外径0.07メートル 未満のもの	長さ1メートルに つき1年	58円	
		外径0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの		83円	
		外径0.1メートル以 上0.15メートル未 満のもの		120円	

別表第2（第12条、第31条関係）

種別			単位	金額	
占 用 料	法第7 条第1 項第1 号に掲 げるも の	電柱、電話柱 及び支線柱	第1種電柱	1本につき1年	1,600 円
			第2種電柱		2,400 円
			第3種電柱		3,200 円
			第1種電話 柱		1,400 円
			第2種電話 柱		2,200 円
			第3種電話 柱		3,100 円
		(略)			
法第7 条第1 項第2 号に掲 げるも の	管 路	外径0.07メートル 未満のもの	長さ1メートルに つき1年	58円	
		外径0.07メートル 以上0.1メートル未 満のもの		83円	
		外径0.1メートル以 上0.15メートル未 満のもの		130円	

外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	170円
外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	250円
外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	330円
外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	580円
外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	830円
外径1.0メートル以上のもの	1,700円

(略)

法第7条第1項第3号に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100円
------------------	------------------	--------

(略)

法第7条第2項に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,400円
---------------	------------------	--------

外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	170円
外径0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	250円
外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	330円
外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	580円
外径0.7メートル以上1.0メートル未満のもの	830円
外径1.0メートル以上のもの	1,700円

(略)

法第7条第1項第3号に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,200円
------------------	------------------	--------

(略)

法第7条第2項に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2,500円
---------------	------------------	--------

令第12条第1項第1号に掲げるもの		1, 100 円	
令第12条第1項第2号に掲げるもの		1, 600 円	
(略)			
令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2, 800 円	
令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの		2, 800 円	
令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの		1, 800 円	
令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの		2, 800 円	
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1月	600円	
その他の占有		130円	
使用料	露天営業その他これに類する目的で使用する使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
	広告宣伝又は放送の目的とする使用		400円
	業として撮影の目的とする使用	1回(2時間以内)につき	7, 700 円
(略)			
備考 (略)			

令第12条第1項第1号に掲げるもの		1, 200 円	
令第12条第1項第2号に掲げるもの		1, 600 円	
(略)			
令第12条第2項第1号の2及び第1号の3に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	2, 800 円	
令第12条第2項第2号、第2号の2及び第2号の3に掲げるもの		2, 800 円	
令第12条第2項第3号及び第4号に掲げるもの		1, 900 円	
令第12条第2項第5号及び第6号に掲げるもの		2, 800 円	
令第12条第2項第7号及び第8号に掲げるもの	占有面積1平方メートルにつき1月	630円	
その他の占有		130円	
使用料	露天営業その他これに類する目的で使用する使用	使用面積1平方メートルにつき1日	100円
	広告宣伝又は放送の目的とする使用		410円
	業として撮影の目的とする使用	1回(2時間以内)につき	7, 800 円
(略)			
備考 (略)			

< 議案第 1 1 2 号 堺市火災予防条例の一部を改正する条例 >

堺市火災予防条例（平成 2 0 年条例第 2 5 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（変電設備）</p> <p>第 1 8 条 屋内に設ける変電設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第 1 8 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるもの</p>	<p>（変電設備）</p> <p>第 1 8 条 屋内に設ける変電設備（全出力 2 0 キロワット以下のもの及び次条に掲げるものを除く。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(5)～(13) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（急速充電設備）</p> <p>第 1 8 条の 2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力 2 0 キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるもの</p>

をいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第20条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台の上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台の上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 (略)

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

をいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5)～(19) (略)

2 (略)

(蓄電池設備)

第20条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台の上に設けなければならない。

2 (略)

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければ

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第13号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(準用)

第83条 第73条から第75条まで、第77条、第78条及び前3条までの規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場、又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第85条 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるもののいずれかを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

(1)～(13) (略)

(14) 蓄電池設備

(15)・(16) (略)

別表第1 (第2条～第7条、第9条、第11条、第12条、第27条～第31条関係)

ばならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第16条第4号、第18条第1項第4号、第7号、第8号及び第13号並びに第18条の2第1項第4号の規定を準用する。

(準用)

第83条 第73条から第75条まで、第77条、第78条及び前3条の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場、又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第85条 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次の各号に掲げるもののいずれかを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防署長に届け出なければならない。届出の内容を変更しようとする者についても、また同様とする。

(1)～(13) (略)

(14) 蓄電池設備 (蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(15)・(16) (略)

別表第1 (第2条～第7条、第9条、第11条、第12条、第27条～第31条関係)

種類				離隔距離 (センチメートル)					
				入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 開 放 式	組込型こ ろ・グリ ル付きこ ろ・グリ ド	1 4キ ロワッ ト以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	注 機 器本 体上 方の 側方 又は 後方 の離 隔距 離を 示す。
			据置型レ ンジ	2 1キ ロワッ ト以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	
		不 開 放 式 燃	組込型こ ろ・グリ ル付きこ ろ・グリ ド	1 4キ ロワッ ト以下	8 0	0	—	0	

種類				離隔距離 (センチメートル)					
				入力	上 方	側 方	前 方	後 方	備考
厨 房 設 備	気 体 燃 料	不 開 放 式	組込型こ ろ・グリ ル付きこ ろ・グリ ド	1 4キ ロワッ ト以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	注 機 器本 体上 方の 側方 又は 後方 の離 隔距 離を 示す。
			据置型レ ンジ	2 1キ ロワッ ト以下	1 0 0	1 5 注	1 5 注	1 5 注	
		不 開 放 式 燃	組込型こ ろ・グリ ル付きこ ろ・グリ ド	1 4キ ロワッ ト以下	8 0	0	—	0	

	ル付きこん ろ、キャビ ネット型こ んろ・グリ ル付きこん ろ・グリド ル付きこん ろ						
	据置型レン ジ	21キロワット 以下	8 0	0	—	0	
(追加)							
上記に分類され ないもの	使用温度が 800度以 上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
	使用温度が 300度以 上800度 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	

	ル付きこん ろ、キャビ ネット型こ んろ・グリ ル付きこん ろ・グリド ル付きこん ろ						
	据置型レン ジ	21キロワット 以下	8 0	0	—	0	
固 体 燃 料 以 外	不 木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	—	—	—	
			1 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0	
	不 木炭を燃料 とするもの	炭火焼き器	—	—	—	—	
			8 0	3 0	— 0	3 0	
上記に分類され ないもの	使用温度が 800度以 上のもの	—	2 5 0	2 0 0	3 0 0	2 0 0	
	使用温度が 300度以 上800度 未満のもの	—	1 5 0	1 0 0	2 0 0	1 0 0	

	使用温度が	1	5	1	5
	300度未	0	0	0	0
	満のもの	0		0	
(略)					

備考 (略)

	使用温度が	1	5	1	5
	300度未	0	0	0	0
	満のもの	0		0	
(略)					

備考 (略)

<議案第113号 堺市消防手数料条例の一部を改正する条例>

堺市消防手数料条例（平成20年条例第35号）新旧対照表

現行			改正後（案）		
別表第4（第2条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料			別表第4（第2条関係） 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料		
手数料を納付すべき者	区分	手数料の額	手数料を納付すべき者	区分	手数料の額
(略)			(略)		
3 液石法第29条第1項及び第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定又は同法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数	(略)		3 液石法第29条第1項及び第32条第1項の規定に基づく保安機関の認定又は液石法第33条第1項の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数	(略)	

の増加の認可を受けようとする者			数の増加の認可を受けようとする者		
(略)			(略)		
7 液石法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を受けようとする者	液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯	7 液石法第37条の3第1項の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査を受けようとする者	液石法第37条の3第1項の規定に基づく液石法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備(高压ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設(以下「完成検査合格施設」という。)であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,8

		蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額			00円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
	液石法第37条の3第1項の規定に基づく同法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額		液石法第37条の3第1項の規定に基づく液石法第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	1件 24,000円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備(完成検査合格施設であるものを除く。)の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
(略)			(略)		
9	液石法第37条の4第3項において準	1件 17,000円に変更に係る充填設備の数を乗じ	9	液石法第37条の4第3項において準	1件 17,000円に変更に係る充填設備の数を乗じ

用する <u>同法</u> 第37条の2第1項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可を受けようとする者		て得た金額	用する <u>液石法</u> 第37条の2第1項の規定に基づく充填設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可を受けようとする者		て得た金額
10 <u>液石法</u> 第37条の4第4項において準用する <u>同法</u> 第37条の3第1項の規定に基づく充填設備の完成検査	液石法第37条の4第4項において準用する <u>同法</u> 第37条の3第1項の規定に基づく <u>同法</u> 第37条の4第1項の許可に係る充填設備の完成検査	1件 36,000円に充填設備の数を乗じて得た金額	10 <u>液石法</u> 第37条の4第4項において準用する <u>液石法</u> 第37条の3第1項の規定に基づく充填設備の完成検査	液石法第37条の4第4項において準用する <u>液石法</u> 第37条の3第1項の許可に係る充填設備の完成検査	1件 36,000円に充填設備の数を乗じて得た金額
第1項の規定に基づく充填設備の完成検査を受けようとする者	液石法第37条の4第4項において準用する <u>同法</u> 第37条の3第1項の規定に基づく <u>同法</u> 第37条の4第3項において準用する <u>同法</u> 第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査	1件 27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た金額	3第1項の規定に基づく充填設備の完成検査を受けようとする者	液石法第37条の4第4項において準用する <u>液石法</u> 第37条の3第1項の規定に基づく <u>液石法</u> 第37条の4第3項において準用する <u>液石法</u> 第37条の2第1項の許可に係る充填設備の完成検査	1件 27,000円に変更に係る充填設備の数を乗じて得た金額
(略)			(略)		

令和5年第5回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その1）

令和5年11月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-23-0059

